

平成28年度 第1回徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会 議事録

1 日 時

平成28年7月28日(木)

13時30分から15時30分まで

2 場 所

県立みなと高等学園 ハナミズキ棟3階 研修室

3 出席者

【委員】

橋本俊顕, 櫻木章司(代理出席), 前田宏治, 富樫敏彦, 中山けい子, 山田節子, 志田敏郎(代理出席), 石元康仁, 浅尾真輔, 寒川浩治, 宮武恵子, 濱田健二, 佐々木尊, 真鍋朱実, 大木元繁, 丸岡重代(代理出席), 中谷佐多子

【事務局】

障がい福祉課, 発達障がい者総合支援センター, 教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 委員紹介

iii 挨拶

iv 議事

(1)会長の選出及び副会長の指名

(2)平成27年度発達障がい関連施策の状況について

(3)発達障がい者総合支援プランの進捗状況について

(4)平成28年度発達障がい関連施策の状況について

(事務局より議事1について説明)

【会長】 ただいま、事業の進捗状況、事業の予定を事務局からお話いただきましたが、委員のほうから御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員】 この会議に4年から6年程、来させていただいてます。発達障がいに関する重要な会議と認識しているところでございます。2時間の会議予定で、大学、国の機関等おいでて、1時間30分を超えて、丁寧に説明いただいたんですが、非常にもったいない仕方だなあと。以前、障がい福祉課の担当者にも苦言を申しあげたところでございます。この計画については、県の機関及び教育機関以外の、大学ですとか国の機関ですとかそれぞれの役割を分担したプランと位置づけているというふうに理解できますので、いろいろな構成機関のそれぞれのプランにもとづいた取り組みを事前に資料をお願いして、この場で発表していただくとか、1時間30分をすぎるような説明は、事前に資料を送っていただいて説明時間を割愛して、せつかくの場でございますからいい会にできればと思います。長いこと会議に出ているものですから、希望を述べさせていただきました。

【事務局】 委員の方々には、今日、初めて資料を見て、説明を受けて、なかなか意見が言づらいということでないかと思えます。次回から事前に資料もお配りさせていただきます。なるべく皆様から前もってご意見をいただくか、その場でいただくかは別といたしまして十分にご意見をいただけるような形で運営させていただきたいと思えます。よろしく願いたします。

【会長】 他にご意見はございませんでしょうか。

【委員】 資料3の11ページですが、精神保健福祉センターにおいて、ひきこもりの養成研修を実施し、69名に参加いただき、ひきこもりサポーターを63名養成しました。この方々に地域のひきこもりの方を訪問していただく事業なんですが、県が養成して、市町村が派遣する事業で、今のところまだ、派遣という形がとっていませんが、いつでも市町村とかに働きかけまして、訪問を実施していきたいと思えますので、こういう事業もあるなど知っていただければと思えます。

【会長】 この事業を進めて行く中で、キーワードとして求められているのが、合理的配慮ということでございますけども、そのところを、今、国とか県の方でどのような状況に進捗しているのか、少し障がい福祉課の方から解説いただければと思えます。

【事務局】 プランの進捗状況で申しますと、2ページの一番下のところに合理的配慮の理解の促進という形で掲載をしていただいております。平成27年度の取り組みということでございまして、リーフレットをお配りしておりますけれども、昨年12月に条例を制定をしたものですから、昨年度は、4月の施行に向けて、広く周知をするという形で27年度の実績が書かれているところでございます。当然中身を周知するパンフレット、リーフレット他、一般的な県の広報とか、3月には、徳島新聞、読売新聞等4紙で5段くらいの広告をうちまして、特に4月から差別解消法が施行されるということで、ここにしばって周知をしたところでございます。今、国のというお話もありましたけれども、合理的配慮に関する法律の中では、国、行政とともに、事業者に向けて努力義務ということで、規定をされているところでございます。その中で具体的にどういうことかということについては、国の各省庁の方で業種業種に向けた個別のガイドラインというのが確定されており、教育に関しては、文部科学省、小売業であれば経済産業省、福祉であれば厚生労働省であると、各業種ごとの細かなガイドラインがございまして、そういったものが、どこにあるということを広く周知する必要から、国のホームページのありかとか、そういったところについて、昨年度は周知をしたということでございます。ここに書いてあることは、県職員に向けてのe-ラーニング等、合理的配慮についての研修等々が昨年度の取り組みということでございます。今年度に入りましては、まずは、条例、法律に向けての足元を固めなければいけないということでございます。4月については、条例に規定しております専門員を県の方で配置をするとともに紛争解決のための調整委員会を設置するといった、フォーマルな制度改正についての対応をしたという状況でございます。ただ、まずは、広く周知なんですけれども、合理的配慮を広く周知するにあたって、どうすべきかということを考えたときに、非常に言葉自体が、私ども行政が合理的配慮と聞いたときに「ああそうかな」と思うんですけれども、広く一般県民の方から見るとなかなか硬くてとっつきにくいかなというふうな中でどういった周知をすべきかといういろいろ考える中で、結局求めているところは、「すべての県民がそれぞれできる範囲で手助けしましょう」ということなものですから、そういった合理的配慮という言葉を前面にするというアプローチとともに、少し分かりやすいアプローチの形として、お手元の方にヘルプマークという形でお配りしておりますけれども、こういった形での援助をサポートするようなこういったマークを使って、さらに次の段階ではじゃあ、どんな行動をしたらいいのかという形のより深く、というようにいろいろな展開を考えておりますし、さらには、企業研修とか、いろいろなバリエーションのまず、入り口みたいな形で、通常法律の説明以外にも他にもいろんなツールを使って、より低い形でできないかなと。サポートハンドブックをつけておりますけれども、まず、いろんな障がい特性について周知するとともに意思疎通、簡単な入り口のところで、主には事業者向けの研修とかで使っていただきたいと考えたものですから、そういったところで、いろんな道具を使いながら、進めていきたいと考えております。このハンドブックですが、いき

なり分厚いと消化不良になりますので、基本的にできるだけ薄くという形で作っておりまして、これの第2弾、第3弾を作成、これ自体の内容をバージョンアップするなど、いろいろなやり方を含めて、これから周知啓発をしたいというふうに考えております。さらに今月の七夕の日に障がい者を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムを内閣府とともに実施するなど、よりいろんな形でやっておりますので、いろんなことをやりながら、できるだけ、そういった気運を作っていきたい。さらに申しますと、条例の中で県民理解の促進を柱でうたっているのですが、その中で、スポーツとか文化とか交流を通じて理解を進めましょうという形も考えておりまして、昨年度も国の事業をいただきまして、支援学校さんとか、いろんなところで、スポーツを通じた地域の方々と、プレーをする中で交流をしておりますけども、自然の形でコミュニケーションがその場で生まれたりしますので、こういったスポーツを通じた理解を進めることが有用かなと思っております。実は、この20日に障がい者スポーツ協会の立ち上げをしまして、そういった推進体制もしておりますし、2020年のオリンピック、パラリンピックに向けて、そういった活動とかあるいは文化とかやっていきたいと思っております。法律の周知とかとともに、文化とかスポーツ、就労いろんな活動を通じて、共生社会につなげていくような流れをつくれればと形で考えておりますので、いろんな場面でご協力いただきたいと思っております。

【会長】 ありがとうございます。具体例については、本省の方もいろいろ考えておられるということで、具体例があるといいかなという気もするんですが、解説いただいたようなところでございます。

【委員】 資料3の5ページなんですけど、個別支援計画は、100%と作成と書いていただいているんですけど、8ページには、進学先・就労先への引継ぎのところ、引継ぎの推進となっているんですけど、これは、作っただけで、引継ぎはやっていないということでしょうか。

【事務局】 小学校・中学校・高等学校で教育支援計画は、お話のとおり作成はしております。例えば、特別支援学校だったら、福祉施設に入るときは、移行支援会議等をしっかり行いまして、その中で引き継いでいくということをやっております。就労先に実際、どの程度引き継いでいっておるかということは、基本的に、教育支援計画は、保護者の方にお返しするんです。その保護者の方が、例えば、就労先に持っていきなりしていけば、引き継いでいけるんですが、そういうところが、実際のところ、どういうふうになっているかということは、残念ながらうちの方でまだ、つかんでないんです。福祉就労等支援がとても必要な子どもさんについては、学校の方が、保護者の方と話をしまして、きっちり引き継いでいけるようなシステムを、特別支援学校につきましては、作ってお

ります。小中学校につきましても、保護者の方が高等学校に持って行って引き継ぐなどしていただいておりますが、100%そうかと言われれば、現状はそうではありません。

【委員】 20年からは、義務になるので、これをやっていただくと、ハローワークさんとか、就職がすんなり行くんじゃないかなと思って。これが100%になるように努力していただきたいと思います。

【事務局】 先ほどもお話ししたんですけども、作成は、学校の方で責任を持つてするんですが、出来上がったものについては、卒業後に保護者の方にしっかりお返しするようにしておるんです。しっかり使えるように情報交換等努めていきたいと思っています。

【会長】 就労とか社会に出たあとの支援において、引継ぎは大事なことです。それには、個人情報の問題もからんで、直接、学校から事業者にとっていくということは、ちょっと無理がございますので、やはり、ご家族やまわりの方の理解も非常に大事になってくると思います。自閉症協会のほうでも、また、ぜひ、今のお話も含めて周知していただければ、よりお互いにスムーズにいくんじゃないかなと思います。他にございませんでしょうか。

【委員】 ハナミズキの方で、先ほどご紹介いただきました、大学連携という出張相談ですね、簡単にご報告させていただきたいと思います。大学でいわゆる障がいがあるだろうと、発達障がいがあるだろうと思われる学生は、かなり実際にいるわけですけども、本人の自己理解、困り感が少なく、日本学生支援機構の調査で明らかなんですけども、発達障がいがある学生は、明らかに就職ができない。他の障がいに比べて何倍も違う実態が浮き彫りになっているんですけども、その中で、ADHDタイプの学生さんの場合は、行動力がありますから、わりと自分でこれはと思ったなら、すぐに病院に行ったりとかもできるんですが、ASD（自閉症スペクトラム障害）タイプの学生さんだとそれがなかなかできない。あるいは、家族の理解もない。家族が逆にせつかく大学まで行ったんだから、病院なんて行かないでくれというような話がよく出るんです。そうになると、ASDの方は、その言葉にしばられてしまって、自分で行動を起こすことができない。就労を目の前にすると、本人はいろんな意味で困っているという状況が出てくる。学内でハローワークさんからカウンセラーさんに来ていただいて、一般の学生の相談にのっていただいているんですけども、なかなかそういう学生が相談に行くということができない状況があります。学内では、私を中心としてそういった相談にもものっているんですけども、大学を卒業してしまうと、なかなか大学としてフォローすることは、難しいという状況にありますので、そういう意味で卒業を間近に控えた場合は、なんらかの形で公的な機

関に結び付けたいというふうに考えています。その出張相談に来ていただけるということでしたので、学内の通常の相談業務、それに近いような形で場所を設定させていただいたということなんです。本人は、どうしてもいけない、家族に行くといった場合、反対される可能性が高いということですね。そういう意味で大学に来ていただいて、相談にのっていただくというのは、私が考える上で、大変すばらしいこと、いいシステムじゃないかなと考えています。実際にはじめて、今週、相談にのっていただいたんですけども、その学生に聞いたら、大変よかったと、すごく気持ちが軽くなったし、よかったということを本当に心からというか表情からもはっきり読み取れる程、申ししておりました。ですから、今後、こういう機会を広げていくと、就労支援だけでなく、今後のいろんな意味での自立支援というか。そういったことにもつながっていくんじゃないかな、ということで、ぜひ、今後、進めていきたいというふうに考えています。ご報告まで。以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。高機能の発達障がいの方の問題として非常に大きな問題であります。これも社会全般のご理解ということが、これから非常に大きい問題となってくるかなと思います。本人も含めて、周囲もご家族も含めてということで